

公印省略

28観振第1417号

平成28年 12月 27日

各旅行業者 様

福岡県商工部観光局観光振興課長

貸切バス運賃・料金制度の周知について

平成24年国土交通省告示第769号が改正されたことに伴い、平成28年11月1日より運送引受書への運賃・料金の上限・下限額の記載が義務付けられております。

このことについて、観光庁参事官より県内旅行業者に対し周知を図るよう依頼がありましたので、お知らせします。

詳細につきましては、別添資料及び福岡県ホームページの下記URLにてご確認ください。  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ryokogyo-info.html>)

なお、これまで観光庁等からの周知依頼については、上記のように文書にてお知らせしておりましたが、今後は迅速な情報提供を図るため、電子メールにて周知を図りたいと考えております。

つきましては、下記メールアドレスへ旅行業者名及びご担当者様の氏名を添えてメールをお送りいただきますようお願いいたします。

【送付先アドレス（福岡県観光振興課受入環境係）】[ukeirekankyou@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:ukeirekankyou@pref.fukuoka.lg.jp)